

毎週火、金曜日発行（但休日に当たるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 内水面漁業監理委員会委員の任命
肥料の登録
船籍票の失効
基本測量の終了
建設業者の変更登録
建設業者の登録まつ消
◇教委告示 臨時教育委員会の招集

告示

鳥取県告示第五百九十四号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十一

条第二項の規定により昭和三十一年十二月一日次のとおり、内水面漁業管理委員会委員を任命した。

昭和三十一年十二月十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

氏名	職業	住所
島田 安夫	漁業	東伯郡羽合町上浅津
永田 亀吉	"	八頭郡用瀬町
田中 信敏	"	鳥取市三津
早栗 操	養殖業	東伯郡三朝町穴鴨
江原 勇	漁業	倉吉市魚町
青木 寛	"	西伯郡大高村尾高
古藤平八郎	会社重役	米子市明治町
坂口善一郎	齒科医	鳥取市二階町

鳥取県告示第五百九十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年十二月十四日

第一、三七二号 平新丸
 第一、三八三号 清隆丸
 第二、四一五号 栄丸
 第一、三二八号 美保丸

平新 次彦
 奥森すみゑ
 浜戸 熊市
 三井木造建造株
 式会社境造船所
 中町一
 末広町
 上道一、七八五
 外江町

鳥取県告示第五百九十八号

次の区域における基本測量を終了した旨建設省地理調査所長から通知を受けた。

昭和三十一年十二月十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂
 作業区域 倉吉市 東伯郡北条町、関金町、三朝町

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 (乙) 第四〇七号 昭三一、一、一三 常盤建設

主たる営業所々在地 申請者氏名
 (新) 鳥取市卯垣一五三 広田 敏男
 (旧) 川外大工町五〇

鳥取県告示第六百号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第四条第三項の規

定による更新の登録申請がなかつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録を

まつ消した。

昭和三十一年十二月十四日

登録番号 登録年月日 商号又は名称
 鳥取県知事登録 (は) 第一九三号 昭二九、一〇、三〇 柳沢組
 "三五五号 " 一〇、五 東亜建設(株)
 "三五七号 " 一〇、二七 民谷組
 "三五八号 " " 羽合建設企業組合
 "一九〇号 " 一〇、二二 山根組

主たる営業所の所在地 申請者氏名 まつ消年月日
 鳥取市鹿野町三四 柳沢与四郎 昭三一、一〇、三〇
 " 吉方三八〇ノ二 金光 司 " 一〇、五
 " 野坂一八八 民谷 善蔵 " 一〇、二七
 八頭郡郡家町米岡五五二 中口 正男 " "
 米子市日野町六七 山根 末市 " 一〇、二二

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十五号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年十二月十四日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

一日時 昭和三十一年十二月二十日午前十一時
 一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 昭和三十一年度教育予算について

鳥取県知事 遠 藤 茂